

東京都風致地区条例に基づく許可の審査基準

	平成12年	3月31日	世都計発第811号
改正	平成16年	5月1日	世都計発第41-1号
	平成20年	3月31日	20世み政第676号
	平成21年	4月1日	20世み政第795号
	平成21年	7月1日	21世み政第212号
	平成26年	3月31日	25世み政第592号
	平成28年	7月31日	28世み政第211号
	平成29年	3月7日	28世み政第657号
	平成30年	3月7日	29世み政第616号
	平成30年10月16日		30世み政第273号
	平成31年	3月28日	30世み政第560号
	令和3年	1月29日	2世み政第459号
	令和4年	3月9日	3世み政第451号
	令和5年	3月15日	4世み政第460号
	令和8年	3月5日	7世み政第306号

第1 目的

この審査基準は、東京都風致地区条例（昭和45年東京都条例第36号。以下「条例」という。）の運用にあたり、許可の基準及びその取扱いを明確にし、もって事務の適正な執行に資することを目的とする。

第2 総則

- 1 区長は、条例第3条第1項の規定に基づく許可の取扱いについて、条例第5条第1項の規定によるもののほか、本審査基準の定めるところにより行うものとする。
- 2 区長は、条例第3条第3項の規定に基づく国、都又は区市の機関が行う行為に関する協議の取扱いについて、許可の取扱いに準じ、条例第5条第1項の規定に基づく許可基準及び本審査基準に従い、協議に応ずるものとする。
- 3 区長は、条例第4条の規定に基づく適用除外行為に関する事前通知の取扱いについて、条例第5条第1項の規定に基づく許可基準及び本審査基準を遵守するよう指導するものとする。
- 4 区長は、条例第5条第1項の適用にあたり、多摩川風致地区内をA地域、B地域、C地域、D地域及びS地域に区分する。

地域区分選定要件

地域区分	選 定 要 件
A 地域	風致地区の核として位置づけられ、優良な風致を特に保全すべき地域
B 地域	核としての地域をとりまくなど風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域。例えば第一種低層住居専用地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
C 地域	住宅を中心として一定程度の風致が維持されている地域。例えば第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
D 地域	特に土地利用上配慮すべき地域で、風致が相当失われている地域。例えば近隣商業地域及び商業地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
S 地域	公共的な街づくり手法等の適用を受けた地区で、特殊な位置づけを与えるべき地域

5 本審査基準は、世田谷区行政手続条例（平成7年9月世田谷区条例第47号）第5条の規定による「審査基準」であり、同条例第6条の規定により定めた審査の標準処理期間には日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に既存する休日、年末年始など区役所の閉庁日は含まない。

第3 用語の定義

本審査基準において、用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下、「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（以下、「施行令」という。）の定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

- (1)「壁面後退距離」とは、建築物の外壁（建築物と連続するまたはその外壁と同種の構造である門または塀等を含む）又はこれに代わる柱（施行令第2条第1項第2号ただし書きに該当する部分を除く）の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離をいい、各境界線からの最小の値をもってその境界線からの壁面後退距離とする。また、この他に施行令に定める建築面積に算入される部分がある場合は、その部分も壁面後退の対象とする。
- (2)「道路境界線」とは、法に規定する道路と敷地との境界のほか法第43条第2項に規定する道・農道・通路と敷地との境界をいう。
- (3)「土地の形質の変更」とは、切土又は盛土を伴う、土地の物理的形狀を変更させる行為をいう。
- (4)「のり」とは、切土又は盛土により生じる高低差のある面をいい、傾斜角度を問わず、またその表面を擁壁等で保護するものを含む。

- (5) 「木竹」とは、竹類を含む木本類の総称であり、草本類は含まない。
- (6) 「水面」とは池、沼、河川、湖その他一切の水面をいう。ただし、人工水面で個人庭園内の池、防火池など不特定多数の利用がないもの、風致景観にかかわらないものは含まない。
- (7) 「緑地」とは、縁石等で区画された樹木などで覆われている土地並びに植栽された樹木等と一体をなす池、花壇及び地被植物が植栽された土地をいう。ただし、地被植物のみの植栽地は除く。
- (8) 「緑地率」とは、緑地面積の敷地面積（建築物等の建築以外の行為については施行する区域の面積）に対する割合をいう。
- (9) 「残存緑地」とは、既存の良好な樹木等が保全されている緑地をいう。
- (10) 「高木」とは、植栽時において高さ3メートル以上の樹木をいう。
- (11) 「中木」とは、植栽時において高さ1メートル以上の樹木をいう。
- (12) 「低木」とは、高木及び中木以外の樹木をいう。なお、高さに関わらず、シュロ・フェニックスなどのヤシ類、及び竹類を含む特殊樹もこれに含む。
- (13) 「地被植物」とは、芝、リュウノヒゲ、アイビー、シダ植物、ササ類等をいう。
- (14) 「ツル植物」とは、ツタ類、カズラ等の木性ツル植物をいう。
- (15) 「樹冠及び樹冠投影面積」とは、樹木の枝葉の広がりを樹冠、樹冠を地表に真上から投影した面積を樹冠投影面積という。
- (16) 「接道緑化率」とは、敷地の接道部の緑化（樹木及び地被植物）長さの接道部の延長に対する割合をいう。

第4 審査の基準

条例第3条第1項の規定に基づく許可の基準等については、条例第5条第1項の規定によるもののほか、次によるものとする。

1 許可の基準

- (1) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
 - ① 切土及び盛土は必要最小限に止め、できるだけ建築部分に限定するものであること。
 - ② できるだけ地形に順応した造成等を行うものであること。
 - ③ 擁壁については表面処理（自然石風等）又は植栽により覆い隠すよう努めること。
 - ④ 地表の舗装面積は必要最小限に止めること。
 - ⑤ 施行面積が1ヘクタール以下のものにあつては、高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。ただし、現況で高さ5mを超える擁壁のやりかえについては、表面処理等で自然景観に配慮した上で現況の高さまでとする。

やむを得ず新たに高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を行う場合には、高さ5メートルごとに幅2メートル以上の小段を設け、その小段内に、高さ2メートル以上の樹木を3メートル以下の間隔で植栽することとし、一段目ののりについては、表面処理（自然石風等）又は植栽により覆い隠すよう努めること。また、当該植栽については、自然景観及び防根シートの施工等により安全性に配慮した上で適切な管理が可能なものとする。

なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により擁壁を設ける場合はこの限りではない。

(2) 木竹の伐採

- ① 支障木の伐採は必要最小限に止め、現存する植生はできるだけ残存させるものであること。

特に、生垣若しくは高木・低木の密植等列状又は面的に風致を形成しているものは、極力残存させるものであること。

- ② 保存樹木等周辺風致の維持に有効と認められる大径の高木については、極力残存させるものであること。
- ③ 伐採したあとは、積極的に修景植栽を行うこと。

(3) 土石の類の採取

- ① 採取方法はできるだけ坑道掘りによること。
- ② 採取による地表の崩壊又は陥落の防止策及び汚濁水等の処理の対策を施すこと。

(4) 水面の埋立て又は干拓

- ① 湖沼景観への影響を最小限度とし、当該風致地区の風致景観の中核をなす水面については原則として認めない。
- ② 残存する水面の水位、水量の変更を伴わないものであること。

(5) 建築物等

- ① 色彩は意匠に含まれるものであること。
- ② 建築物等の色彩は、原色及び蛍光色は避けること。
- ③ 周囲の風貌に配慮し、地区内の色彩の階調を破らない調和的な色彩にするよう努めること。
- ④ 広告物又は看板等特殊な用途を有するものにあつて前記の②及び③によりがたい場合でも、その面積を少なくするなど風致の維持に努めること。

(6) 建築物の建蔽率、道路側壁面後退距離及び隣地側壁面後退距離

- ① 条例第5条第1項第5号のただし書を適用する場合であつて高さの緩和を伴わないものについては、第2-4の地域区分に従い、地域ごとの許可の基準を別表Ⅰ及び別表附属資料のとおりとする。なお、S地域における基準については、別表Ⅲ及び別表附属資料に定める。
- ② 二つ以上の緩和要件を満たす場合は、壁面後退距離・建蔽率ごとに、それぞれ異なる要件を適用できる。
- ③ 申請地が風致地区内外にわたる場合は、建蔽率及び緑地率（風致地区外の緑地率は零とする）については、定められた数値をそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計を基準とする。また、建築物の配置は風致地区内外を問わないが、風致地区内における壁面後退距離は条例の基準を遵守するものとする（緩和が適用される場合はその基準による）。
- ④ 申請地が外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画の区域内で、区画道路が定められた敷地における新たな建築行為については、区画道路の整備によつても許可に係わる基準や条件等が当該敷地内で遵守されるものであること。

(7) 建築物の高さ

条例第5条第1項第5号のただし書を適用する場合であつて高さの緩和を伴うものについては、第2-4の地域区分に従い、地域ごとの許可の基準を別表Ⅱ及び別表附属資料

のとおりとする。なお、S地域における基準については、別表Ⅲに定める。

(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積

- ① たい積を行う面積を少なくするなど風致の維持に努めること。
- ② 土石、廃棄物又は再生資源のたい積の高さが3メートルを超えないこと。
- ③ 第2-4のA地域においては認めないものとする。

2 条例第5条第2項の規定に基づく風致の維持に必要な条件の附加

(1) 宅地の造成

第5-1(3)の緑化基準Ⅲを満たすことを許可条件として附加するものとする。

(2) 木竹の伐採

第2-4のA地域においては第5-1(1)の緑化基準Ⅰを、B地域においては第5-1(2)の緑化基準Ⅱを、C地域においては第5-1(3)の緑化基準Ⅲをそれぞれ満たすことを許可条件として附加するものとする。

(3) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積

第2-4のB地域においては第5-1(1)の緑化基準Ⅰを、C地域においては第5-1(2)の緑化基準Ⅱを、D地域においては第5-1(3)の緑化基準Ⅲをそれぞれ満たすことを許可条件として附加するものとする。

(4) 緑化基準が異なる場合の許可条件

建築物の建築その他の行為において義務づけられる緑化基準が異なる場合は、緑地面積の大きい基準のほうを満たすことを許可条件として附加するものとする。

第5 緑化基準等

1 緑化基準

本審査基準において許可の基準若しくは条件又は指導の内容となる緑化基準については、次に定めるとおりとする。なお、S地域における基準については、別表Ⅲに定めるものとする。

(1) 緑化基準Ⅰ

緑地率の最低限度を30パーセントとする。

(2) 緑化基準Ⅱ

緑地率の最低限度を20パーセントとする。

(3) 緑化基準Ⅲ

緑地率の最低限度を10パーセントとする。

2 緑地面積の算定

緑地率算定のもととなる緑地面積は、次に掲げる項目ごとにそれぞれ算出した面積を合算したものとする。

なお、条例第5条第1項第1号ハの「木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積」の算定も同様とする。

(1) 単独木

- ① 高木は、1本あたり3平方メートルとする。ただし、現況及び植栽時において樹高が3メートルを超えるものについては、その高さの7割を直径とする円の面積を緑地として算定することができる。

- ② 中木は、1本あたり1平方メートルとする。
- ③ 低木は、その樹冠投影面積とする。
- (2) 緑地帯
区画して植栽された土地の面積。
- (3) 生垣
生垣の幅に長さを乗じた土地の面積。生垣の延長1メートルにつき単独木を3本以上植栽することとし、生垣の幅は0.6メートルとして算定することができる。
- (4) ベランダ緑化
ベランダに植樹等（簡易なものは除く。）を設置して樹木（樹高0.6メートル以上のものに限る。）を植栽したものについては、その幅を1メートルと換算し、延長に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。ただし、この場合のベランダの高さは地上からおおむね10メートル以下のものとする。
- (5) 壁面緑化
ツル植物で成長時に建築物の外壁全体を覆うように植栽したものについては、その垂直方向の寸法を1メートルと換算し、水平方向の延長に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。ただし、植栽時の壁面緑化最高部から最低部までの垂直方向の寸法がおおむね3メートル以上の場合に限る。
- (6) 地被植物による緑化
- ① 緑化基準Ⅰが適用される場合、地被植物による植栽部分は緑地面積として算定できない。
- ② 緑化基準Ⅱ又はⅢが適用される場合、芝等の地被植物のみが植栽される土地については、③から⑤に規定する緑地面積に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができるが、基準となる緑地面積の2分の1を限度とする。
- ③ 地被植物による緑化は、植栽密度が1平方メートルにつき16株以上、セダム、タマリユウ、ジャノヒゲについては、1平方メートルにつき36株以上で、適切な配置に植えられているものについては、表面が被われているものとみなし、その部分の水平投影面積を緑地面積とする。ただし、一定株数を植栽することで将来的に表面が覆われることが確実であると認められる地被植物についてはこの限りではない。
- ④ 芝生による緑化は、芝の密度が5分張り（均一に芝が張られた部分の水平投影の総面積に対し、芝で覆われた部分の水平投影面積が2分の1の割合であるもの。）以上であるものについては、表面が被われているものとみなし、その部分の水平投影面積を緑地面積とする。
- ⑤ 駐車場緑化ブロック等の緑化補助資材を使用した場合は、当該緑化補助資材のうち植物で覆われた部分の水平投影面積の合計を緑地面積とする。
- (7) 屋上緑化
建築物の屋上部における緑化面積は、高さが地上から15メートル以下の場所にある屋上を緑化した場合に限り、その面積に0.2を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。
- (8) 残存緑地に対する緑地面積の割増し（移植を含む）
- ① 第5-2(1)から(3)により算出した面積に、1.5を乗じて得た数値を緑地面積とし

て算定することができる。

② 面積が500平方メートル以上の一団の樹林又は群植の場合は、樹冠投影の外縁を結んだ土地の面積に、2.0を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。

(9) 接道緑化に対する緑地面積の割増し

道路境界線等※から、第一種風致地区では水平距離3m、第二種風致地区では水平距離2mの範囲内にある道路から目視できる部分の緑化については、第5-2(1)から(5)までにより算出した面積に、1.2を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。

ただし、残存緑地に対する緑地面積の割増しとの併用はできないものとする。また、地被植物による緑化、屋上緑化は接道緑化に対する緑地面積の割増し対象としない。

※緑化面積の割増対象として道路境界線等の「等」とみなすもの

条件	道路「等」とみなすもの
都市計画法第12条の5第2項の規定に基づく地区整備計画に基づき道路状空地又は歩道状空地を設ける場合	当該空地
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例第10条第1項から第3項までの規定に基づき敷地が道路に接する部分を道路状に整備する場合又は同条例第20条第1項及び同条例施行規則第17条第4号の規定に基づき歩道状空地を設ける場合	当該道路状に整備する部分又は歩道状空地
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例第18条の規定に基づき接道部に歩道状空地を設ける場合	当該歩道状空地

3 接道緑化長さの算定

接道緑化率算定のもととなる接道緑化長さは、道路境界線から水平距離6mの範囲内で道路から目視できる部分に植栽された樹木の樹冠延長または地被類が接道部に接する長さを合算したものとする。

4 緑地面積及び接道緑化長さの算定対象

建築物及び工作物の庇又は階段等の直下における緑化は、緑地面積及び接道緑化長さの算定の対象としない。

第6 審査等に関する留意事項

1 審査にあたっては、他の法令及び世田谷区の関係条例・規則・要綱等に留意すること。特に、建築協定や緑地協定が存在する場合は、その内容に十分配慮すること。

2 本審査基準に定めのない事項については、建築及び開発行為等並びに環境に関する関係法令の規定に基づく取扱いの例による。

3 申請指導及び審査にあたっては、申請地周辺の建築物の現況等風致の状況を十分に調査したうえで判断すること。また、現地調査については、「東京都風致地区条例に基づく許可に関する現地調査等処理要領(平成12年3月31日付世都計発第812号)」によること。

4 許可必要行為が複合する申請行為については、原則として各行為ごとに許可が必要となる。ただし、建築物の建築とそれ以外の行為をあわせて同時期に行う場合は、建築物の建築の許

可申請にそれ以外の行為の許可申請に必要な図書を添付させることにより、一括して取り扱うことができる。

5 本条例による許可の判断は、都市の風致を維持することができるか否かを主眼としてなされるものであるので、申請者が申請地に所有権その他土地等を使用、収益、処分を行う権利を有しないことのみをもって不許可とすることはできない。

6 許可申請等にあたり、強迫的言動により審査等に圧力をかけるなどの不正な手段を行使することは、条例第7条第4号の「その他不正な手段」に該当する。

なお、不正な手段の行使にもかかわらず行政庁が判断を誤らなかった場合でも、不正な手段の行使の後許可を受けた者は、条例第7条の監督処分の対象となる。

第7 その他

1 誘導基準

区長は、周辺の風致の状況により、次のように誘導する。

(1) 宅地の造成等

① 第2-4のA地域において行われるもの及び施行区域面積1,000平方メートルを超えるものについては、第5-1(2)の緑化基準Ⅱを満たすものとする。

② 分譲地の造成申請については、建築物の建築にあたって条例第5条第1項第5号に定める基準等を満たすものとする。

③ 分譲地の造成において、一区画あたりの面積は、100平方メートル以上とする。

(2) 木竹の伐採

区域内に1,000平方メートル以上の一団の樹林地がある場合は、その50パーセント以上を残存させる。

(3) 建築物等

① ゴルフフェンス、塔その他これらに類する工作物の高さは、既存工作物の高さの範囲内で建て替えるほかは、30メートルを超えないものとする。

② 建築面積に算入されない出窓・ベランダ、バルコニー、庇等の突出構造物がある場合、これらの突出構造物の外面から50センチメートル以上の隣地側後退距離を確保するものとする。

2 運用調整会議等の設置

(1) 区長は、本審査基準に定める審査事務等を適切に処理するため、各総合支所に風致地区条例運用調整会議（以下「調整会議」という。）を、事務の調整を行うため、風致地区事務連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(2) 調整会議及び連絡会の組織及び運営については、別に定める。

第8 許可申請書及び添付図書等

1 許可申請書

(1) 条例第3条第1項に掲げる行為（建築物の建築については、条例第5条第1項第5号ただし書きのものに限る。）については、第1号様式に第3項に掲げる図書を添付して区長に申請するものとする。

(2) 第8-1(1)に掲げるもの以外の建築物の建築については、第3号様式を使用するもの

とし、建築確認申請に添付し区長に申請することができる。この場合、添付図書は建築確認申請書の図書と兼ねることができるものとする。

(3) 前号に掲げる建築物の建築のうち、施行令第149条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物並びに法第6条の2の規定に基づき指定確認検査機関による確認を受けようとする建築物については、第1号様式に第3項に掲げる図書（緑化計画図を除く。）を添付して区長に申請するものとする。

(4) 委任状は、許可申請書の手続を委任する場合のみ添付を要する。

2 許可書

第1号様式による申請に対する許可については第2号様式、第3号様式による申請に対する許可については第4号様式を使用する。

3 図書等（2種以上の図書をひとつの図書にまとめて明示することも可能）

なお、図書は原則としてA4縦版に折りたたみ左とじとする。

図書の種類		明 示 す べ き 事 項
案 内 図		方位、道路及び目標物、行為地の位置（地番及び住居表示）
現 況 図		方位、縮尺、敷地の境界線、既存建築物等の配置、現況植栽表、現況植栽位置図、建築物等の立面、現況の地形（宅地の造成等の場合）
現況カラー写真		撮影年月日、撮影位置及び方向（2方向以上）
計 画 図 書	配 置 図	方位、縮尺、敷地の境界線、建築物等の配置、申請建築物等とその他の建築物等との区別、道路側及び隣地側壁面後退距離制限線、計画建築物の道路側及び隣地側壁面後退距離、風致地区境界線（風致地区の内外にまたがるとき）
	求 積 図	施行区域面積、敷地面積及び建築面積（風致地区の内外にまたがるときは地区内のそれぞれの面積）、土量（面積、体積）計算表（宅地の造成等の場合）
	平 面 図	建物の平面図、施行内容の別（切土、盛土の色分けなど）
	立 面 図	方位、縮尺、建築物等の高さ及び色彩（建築物については各方向別）、隣地境界線、壁面後退距離、外構、植栽
	断 面 図	施行内容の別（切土、盛土の色分けなど）
	緑化計画図	計画緑化集計表・緑化計画（伐採、残存、移植、新規に区分して表示）、緑地率及び緑地面積（現況及び残存に係る数値の記載を含む。）
関	公図の写し	方位、行為地、隣接地の地番及び権利者、別表Iの要件「既存不

係 図 書		適格等」の一部に該当する場合にのみ必要
	理 由 書	別表 I の要件「特別事情」に該当する場合にのみ必要
	前許可書の 写し	別表 I の要件「既存不適格等」に該当する場合のみ必要
	そ の 他	その他、必要とされるもの

4 提出部数

提出部数は、正 1 部、副 1 部の計 2 部とする。

附則

- 1 この審査基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この審査基準の施行の際、現に残存する従前の許可申請用紙として（第 16 号様式）は、当分の間、修正して使用することができる。

附則（平成 16 年 5 月 1 日 世都計発第 41-1 号）

- 1 この審査基準は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 施行日前に、東京都風致地区条例の一部を改正する条例（平成 16 年東京都条例第 99 号）による改正前の東京都風致地区条例第 3 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を申請した者に対する許可の基準等については、改正後の東京都風致地区条例に基づく許可の審査基準の規定にかかわらず、従前の例による。
- 3 この審査基準の施行の際、改正前の東京都風致地区条例に基づく許可の審査基準の規定に基づき作成された様式用の用紙で、現に残存するものは、当分の間使用することができる。

附則（平成 20 年 4 月 1 日 20 世み政第 676 号）

- 1 この審査基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 3 月 31 日 20 世み政第 795 号）

- 1 この審査基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 21 年 6 月 30 日 21 世み政第 212 号）

- 1 この審査基準は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 31 日 25 世み政第 592 号）

- 1 この審査基準は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この審査基準の施行の際、すでに「東京都風致地区条例に基づく許可に関する現地調査等処理要領」による「風致地区事前相談書」の提出があったもの（平成 25 年 7 月 1 日以降に提出があったものに限る。）に対する許可の審査基準については、改正後の「東京都風致地区条例に基づく許可の審査基準」の規定にかかわらず、従前の例による。

附則（平成 28 年 7 月 31 日 28 世み政第 211 号）

- 1 この審査基準は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 7 日 28 世み政第 657 号）

- 1 この審査基準は、平成 29 年 3 月 7 日から施行する。

附則（平成 30 年 3 月 7 日 29 世み政第 616 号）

- 1 この審査基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成30年10月16日 30世み政第273号）

- 1 この審査基準は、平成30年11月1日から施行する。

附則（平成31年3月28日 30世み政第560号）

- 1 この審査基準は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この審査基準の施行の際、別表Ⅲ「西部地域地区計画」の審査基準について、すでに区画道路調査を行っているものは、改正後の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

附則（令和3年1月29日 2世み政第459号）

- 1 この審査基準は、令和3年1月29日から施行する。
- 2 この審査基準の施行の際、改正前の東京都風致地区条例に基づく許可の審査基準の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附則（令和4年3月9日 3世み政第451号）

- 1 この審査基準は、令和4年3月9日から施行する。

附則（令和5年3月15日 4世み政第460号）

- 1 この審査基準は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和8年3月5日 7世み政第306号）

- 1 この審査基準は、令和8年3月5日から施行する。